

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (償還等) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u> ～ 略 ～	～ 略 ～ (償還等) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条の規定によるものとする。</u> ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>